



申11号「組合員・家族の生活安定のための一時金および人材確保を踏まえた事業計画における労働条件向上に関する申し入れ」回答を受け議論 **その3**

3. 希望する社員へ無利子貸付制度を新設すること。

(回答) コロナ禍による社員の緊急的な生活資金援助の観点もあり、必要性は認識しているが、税法上の課題もあり、現時点ではその考えはない。

会社

■貸し付けに関しては検討していた。しかし会社が借金している状況で貸し付けは難しいというものがあるが、現状の税法では特例を除いて無利子で貸し付けをすると、そのまま貸付金が社員の収入として課税の対象となる。そうすると貸し付け制度を設定するにしても利率は設定せざるを得ない。その利率は会社が借り入れている利率以上に掛けなくてはならないという決まりもある。そしていずれは元金を返してもらわないといけないと考えると、現状の税制上、社員への貸し付けは可能だが、社員の負担が大きくなってしまふ。また実施するとなると24協定の再締結も必要となってくる。特例の拡大があれば検討はするが、現状は社員の負担が増してしまうので検討はしたものの普及させるのは難しい現状である。

■社員の生活が苦しいのは分かっている。貸し付けを検討するには、その特例に疫病の拡大としてコロナが含まれるかどうかキープポイントとなってくる。国のスタンスとしては、経営が大変な企業に対し法人税等の減免をしていきたいなどと話している。しかしその一方で「企業には減税はするが、雇用の維持を求めている」といったところもある。

「申10号」「申11号」の取り扱いについて

組合

●申10号に関しての判断をしていきたい。我々も妥結の判断をするにあたって会社として今後の展望を示していただきたい。上半期の収支状況を逐一、組合側に報告してもらいたいし、これだけの成果があるからきちっとこれだけ還元していくという具体的なことを確認して妥結をしていきたい。

●我々も逐一、諸手当改善等の申し入れを行っていく考えである。そういった場でもこの議論は継続していく。申11号については、本日の議論と追加資料を基に、きちんと受け止めていただき、持ち帰ったのちに経営陣としっかり議論していただきたい。

●業績が回復した際には、きちんと賞与として還元していくことを労使で認識を合わせていきたい。業績回復に向けて全ての認識を一致することは難しいが、合わせるべき認識は労使でベクトルは合わせていきたいし、こちらもできる範囲で最大限の協力をしていく。

■それは勿論だ。貴側から申し入れがあれば、その都度決算状況を示していく。労使でともに決算状況や経営課題を共有していくことを約束していく。賞与とは業績連動給であり、その業績連動とは会社が言っていることなので、勿論、業績が回復しているとなれば社員の皆さんに還元していくことは、数字で幾つといった議論は出来ないがお約束はする。このスタンスで行くことは変わらない。

●妥結については承知した。申11号については今日の議論を持ち帰り、経営陣と共有し議論していきたい。諸手当改善の申し入れも承知した。本来であればこういった生活実態、物価上昇の議論は春闘でやるべきことだが、昨今の情勢を顧みて今回の賞与の中に含んで回答しているということを理解してほしい。今後の見通しが不透明なところもあるが、期末手当の交渉内でも議論していきたい。

■まずは夏季輸送を完遂できるよう労使一体となってお願いしていきたい。また申し入れがあれば、その都度団体交渉にて議論する。

会社

申10号「夏季手当」は席上妥結を行い、以下の3点について労使で確認する！

★**労使で決算状況や経営課題を共有していく**

★**賞与は業績連動給。夏季輸送を含め上半期の収益を鑑みて、しっかり社員へ還元していく**

★**申11号に関しては継続して労使で議論をし、状況に応じて追加申し入れを行っていく**